

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 大阪湾沿岸 海岸保全基本計画（変更案）
 意見募集期間 : 令和7年10月3日～令和7年11月4日まで
 意見等の提出件数 : 3件（2人）

項目等	意見等の概要	件	県の考え方
添付表	今回将来の海岸の計画を策定するようですが、すぐに整備が始まるのでしょうか。	1	<p>「既に盛り込み済」</p> <p>今回計画に記載した必要天端高は、2100年に気候変動の影響により2度上昇する条件で算出した高さとなるため、今すぐに高さが不足するというものではありません。</p> <p>また、各海岸における代表断面での算定であり、あくまで2100年時点での目安となる高さとなります。実際の整備にあたっては、より詳細な設計を行い現地に応じた対策および高さとなります。</p> <p>なお、海岸整備については各管理者毎の判断となります。兵庫県が管理する海岸では、平成30年台風第21号での浸水被害を受けて沖波などの外力条件を見直し、具体的な整備計画である「高潮対策10箇年計画」を策定し対策を進めており、当面は引き続きこの対策を継続します。</p>
添付表	気候変動では海面が何十cmか上昇するだけと聞いたが、なぜここまで壁が高くなるのか。	1	<p>「既に盛り込み済」</p> <p>計画に記載の天端高は2100年に必要となる高さであり、多くの地区で現状の堤防高さが将来不足することになります。主な要因としては、気候変動による海面水位、潮位偏差、波浪の3つの要素が増大することです。</p> <p>このうち、海面水位の上昇は40cm程度と推定されていますが、台風が強大化することで潮位偏差や波浪も増加するため、場所によっては数m程度の高さ不足となります。</p>
P42 <魅力ある海岸景観の創出> P65、P66 (2) 地域住民等の参画と情報公開	<p>近年整備されているコンクリート護岸の新設及び嵩上げ部は特に、完成後に白すぎるコンクリートのせいでまぶしく、特に高熱の夏季におけるその程度は許容範囲を超えている。もう少し、例えば墨を混ぜる等により、自然なテクスチャの色味を抑えた、周辺環境にも馴染み、人間の目にも優しい仕上がりとなるような工夫が必要であると思う。</p> <p>用途や機能に関する住民や専門家との意見交換は当然であるが、色彩等の環境的・景観的専門家との、それぞれの場所や環境に即した意見交換・環境改善を切に望みたい。</p>		<p>「具体の施策の参考」</p> <p>兵庫県では、海岸事業を実施するにあたり、地元自治会や漁協等と調整しながら事業を進めています。特に、環境や景観に配慮が必要な場所での施工においては、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら進めています。</p> <p>事業実施にあたっては、ご意見も参考にさせていただき、引き続き関係者と意見交換を行いながら環境改善に取り組んでまいります。</p>

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 播磨沿岸 海岸保全基本計画 (変更案)
 意見募集期間 : 令和7年12月19日～令和8年1月19日まで
 意見等の提出件数 : 5件 (2人)

項目等	意見等の概要	件	県の考え方
P44 2.2.1 地域を守る安全な海岸の整備	海岸の防護に対してソフト対策も組合せた段階的かつ複合的な対策を検討するとの記載がありますが、具体的にはどのようなことをイメージしているのでしょうか。	1	「その他」 今回、検討した必要高は2100年の将来に必要となるものであり、今すぐに高さが不足するというものではありません。まずは、モニタリングなどをしながら気候変動の発現状況を注視していく必要があります。そのため、膨大な時間を要するハード整備だけで対応するのではなく、ハザードマップの情報や避難計画などのソフト対策を充実させることも重要となります。また、気候予測などの精度の向上もより期待されることから、これらのソフト対策とも組み合わせた上での対策を検討していく必要があると考えています。
P26 1.2.2 社会特性	地域からの要請の <環境>に「谷八木海岸線の原風景を活かしたランドスケープ再生」を追記すべき	1	「具体の施策の参考」 ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。
P27 1.2.2 社会特性	地域からの要請の <利用>に海岸を利用できない現状を踏まえ、「大きな石が散布されており、住民が近づけない」「住民が安心して海岸を利用できない、楽しめない」を追記すべき	1	「具体の施策の参考」 ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。
P61 5.3地区区分とエリア特性	明石西部環境上の特性・課題に海岸の現状(大きな石の散布)を踏まえ、「大きな石の散布が問題になっている」を追記すべき	1	「具体の施策の参考」 ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。
P66 5.4地区毎の施策	明石西部地区環境の整備と保全に海岸の現状(大きな石の散布)を踏まえ、「大きな石を撤去し、谷八木海岸線の原風景と景観の再生をおこなう」を追記すべき	1	「具体の施策の参考」 ご指摘の海岸は、明石西部の海岸の多様性及び安全性を考慮して、現在の玉石で整備された経緯があることから原案どおりとします。なお、いただいたご意見は今後の整備・維持管理の参考とさせていただきます。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 但馬沿岸 海岸保全基本計画(変更案)
 意見募集期間 : 令和7年12月19日～令和8年1月19日まで
 意見等の提出件数 : 15件(1人)

項目等	意見等の概要	件	県の考え方
P3 (2)地形・地質	「リアス式海岸」→「リアス海岸」 だと思ひます。	1	「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P3 (4)生物相 ①植生	「進入」→「侵入」だと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P5 (5)海岸景観	平成31年には4年間の加盟再認定、 令和4年に条件付き再認定、令和6 年に加盟再認定が行われている。」 →「令和6年に加盟再認定が行われ ている。」だけで良いと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P8 (4)交通 ②鉄道	「京都から鳥取に通じるJR山陰本 線」→「京都から鳥取を経て島根・ 山口に通じるJR山陰本線」だと思ひ ます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P8 (4)交通 ②鉄道	「西舞鶴と豊岡を結ぶ北近畿タン ゴ鉄道宮津線」→H27に「宮津と豊 岡を結ぶ京都丹後鉄道宮豊線」に変 わったと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P8 (4)交通 ②鉄道	「城崎駅」→H17に「城崎温泉駅」 に変わったと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P8 (4)交通 ②鉄道	「電化されておらず、複線化や電化 が求められている。」→「電化され ておらず、また輸送密度が低いた め、路線の維持とともに複線化や電 化が求められている。」くらいの方 が実態に合っていると思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P8 (4)交通 ③航空	「定期便が就航中であり」→「定期 便が就航しており」くらいの方が いいと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P10 表 I -1-2 主な関連計画	1桁の数字は全角に統一した方が いいと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P11 (8)海岸災害と防災 ①既往災害の実態 a)一般災害	「平成16年の台風19号」→「同16年 の台風23号」だと思ひます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。
P11 (8)海岸災害と防災 ①既往災害の実態 a)一般災害	「52年の津居山港、52～53年の竹野 港」→「同52年の津居山港、同52～ 53年の竹野港」の方がいいと思ひ ます。		「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。

<p>P15 (1)但馬沿岸の長期的な在り方 ②環境の整備と保全に係る課題</p>	<p>「周知徹底化を図る」→「周知徹底を図る」の方がいいと思います。</p>	<p>「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。</p>
<p>P15 (1)但馬沿岸の長期的な在り方 ③公衆の適正な利用に係る課題</p>	<p>「漂着し易く」→「漂着しやすく」の方がいいと思います。</p>	<p>「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。</p>
<p>P16 (1)但馬沿岸の長期的な在り方 ③公衆の適正な利用に係る課題</p>	<p>「取組」→他に合わせて「取り組み」の方がいいと思います。</p>	<p>「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。</p>
<p>P16 (1)但馬沿岸の長期的な在り方 ④その他の課題</p>	<p>「但馬空港」→「コウノトリ但馬空港」の方がいいと思います</p>	<p>「反映した」 ご意見を踏まえ内容を修正しました。</p>

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 淡路沿岸 海岸保全基本計画 (変更案)
 意見募集期間 : 令和7年12月19日～令和8年1月19日まで
 意見等の提出件数 : 1件 (1人)

項目	意見等の概要	件数	県の考え方
P34 ●津波 に対する防護 水準	<p>先日も津波注意報が出たなかで、南海トラフ地震がいつおきてもおかしくない状況を心配しています。</p> <p>津波について気候変動の影響を考慮したと記載していますが、津波と気候変動は何か関係があるのでしょうか。</p>	1	<p>「既に盛り込み済」</p> <p>津波については、数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波水位を検討することになります。現在と比べて将来は気候変動により海面水位が上昇することが予想されているため、将来検討する津波の水位はこの海面上昇分を考慮した状態でシミュレーション等を行い水位を決定しています。</p>